

1 条例、要綱

1-1

碧南市国民保護協議会条例

[平成18年3月17日]
[条例第4号]

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、碧南市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、35人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

碧南市国民保護対策本部及び碧南市緊急対処事態対策本部条例

[平成18年3月17日]
[条 例 第 3 号]

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、碧南市国民保護対策本部（以下「本部」という。）及び碧南市緊急対処事態対策本部の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置く。

5 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要と認めるときは、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部に属する本部員又は本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか本部の運営について必要な事項は、

本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、碧南市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 3

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例

平成2年9月21日

条例第48号

改正 平成7年6月30日条例第26号

平成18年9月26日条例第21号

平成26年3月25日条例第2号

災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（昭和38年碧南市条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条又は大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧復興のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条の規定による読替え後の武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条の規定による読替え後の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）について定めるものとする。

（災害派遣手当）

第2条 派遣職員が、住所又は居所を離れて市の区域内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

（支給方法）

第3条 前条の災害派遣手当の支給方法は、市の職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

市の区域内に滞在する期間	30 日以内の期間	30 日を超え 60 日以内の期間	60 日を超える期間
施設の利用区分 公用の施設又はこれに準ずる施設（1 日につき）	円 3,970	円 3,970	円 3,970
その他の施設（1 日につき）	6,620	5,870	5,140

碧南市国民保護協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この規程は、碧南市国民保護協議会条例（平成18年条例第4号）第6条の規定に基づき、碧南市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があったときは、副市長である委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第4項第4号及び第6号に定める委員以外の委員は、やむをえない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合は、別記様式第1により会長に届け出なければならない。

(異動等の報告)

第4条 法第40条第4項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の委員に異動等があるときは、別記様式第2により速やかに会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会の議決により一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

(1) 碧南市情報公開条例（平成12年碧南市条例第28号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合

(2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議録)

第6条 会長は会議を開いたときは会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考事項

3 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する2名が署名する。

4 会議録の保存期限は、5年とする。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、市民協働部防災課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年8月3日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

様式第 1

平成 年 月 日

碧南市国民保護協議会
会長

殿

機 関 名
職 ・ 氏 名

碧南市国民保護協議会運営要領第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の者を代理出席として、届け出します。

記

委員代理出席者

職 名

氏 名

様式第 2

平成 年 月 日

碧南市国民保護協議会
会長 殿

機 関 名
職・氏 名

碧南市国民保護協議会運営要領第 4 条の規定に基づき、異動の状況を報告します。

記

1 種 別 委員

2 職・氏名

(全任者)

(後任者)

3 異動事由

人事異動 ・ 退職 ・ その他 ()

4 事由発生年月日

平成 年 月 日

※該当する部分を○で囲んでください。

2 関係機関等の連絡先

2-1

市及びその他

名 称	担 当 部 署	所 在 地	TEL FAX(提供有の場合)
碧 南 市	市 民 協 働 部 課 防 災	碧 南 市 松 本 町 28	0566-41-3311 0566-41-5412
衣 浦 東 部 広 域 連 合	消 防 課	刈 谷 市 小 垣 江 町 西 高 根 204-1	0566-63-0119 0566-63-0130
衣 浦 東 部 広 域 連 合 (消 防 団 を 含 む)	碧 南 消 防 署	愛 知 県 碧 南 市 港 本 町 1-29	0566-41-2400 0566-42-3101
碧 南 赤 十 字 奉 仕 団		愛 知 県 碧 南 市 山 神 町 8-35	0566-46-3702 0566-48-6522
碧 南 商 工 会 議 所		碧 南 市 源 氏 神 明 町 90	0566-41-1100
(株) キ ャ ッ チ ネ ッ ト ワ ー ク	コ ン テ ン ツ 制 作 部 災 害 対 策 室	刈 谷 市 野 田 町 大 ヒ ゴ 1	0566-27-2112 0566-27-2113

2-2

県及び県警察

名 称	担 当 部 署	所 在 地	TEL FAX(提供有の場合)
愛 知 県 防 災 局	防 災 危 機 管 理 課	名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 3-1-2	052-954-6143 052-964-6911
西 三 河 県 民 事 務 所	防 災 保 安 課	岡 崎 市 明 大 寺 本 町 1-4	0564-27-2705 0564-23-4316
愛 知 県 知 立 建 設 事 務 所	総 務 課	知 立 市 上 重 原 町 蔵 福 寺 124	0566-82-3111 0566-82-3226
愛 知 県 衣 浦 港 務 所	総 務 課	半 田 市 11 号 地 1-1	0569-21-2451 0569-21-2459
愛 知 県 衣 浦 東 部 保 健 所	総 務 企 画 課	刈 谷 市 大 手 町 1-12	0566-21-4778 0566-25-1470
愛 知 県 碧 南 警 察 署	警 備 課	碧 南 市 松 本 町 26-1	0566-46-0110

2-3

指定地方行政機関

名 称	担 当 部 署	所 在 地	TEL
中 部 管 区 警 察 局	警 務 課	名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 2-1-1	052-951-6000
東 海 総 合 通 信 局	総 合 通 信 相 談 所	名 古 屋 市 東 区 白 壁 1 丁 目 15-1	052-971-9104
東 海 財 務 局	総 務 課	名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 3-3-1	054-251-4321
名 古 屋 税 関	総 務 課	名 古 屋 市 港 区 入 船 2-3-12 名 古 屋 港 湾 合 同 庁 舎	052-654-4010
東 海 北 陸 厚 生 局	総 務 課	名 古 屋 市 東 区 白 壁 1-15-1 名 古 屋 合 同 庁 舎 第 3 号 館 3 階	052-971-8831
愛 知 労 働 局	総 務 課	名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 2-5-1 名 古 屋 合 同 庁 舎 第 2 号 館	052-972-0251
愛 知 農 政 局	総 務 課	名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 1-2-2	052-201-7271 (内線 2212)
中 部 森 林 管 理 局	愛 知 森 林 管 理 事 務 所	新 城 市 庭 野 字 東 萩 野 49-2	0536-22-1101

中部経済産業局	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2683
中部近畿産業保安監督部	管理課	名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局総合庁舎3	052-951-0558
中部地方整備局	総務課	名古屋港区築地町2番地	052-953-8119
中部運輸局	総務課	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8002
大阪航空局	中部空港事務所	滑市セントレア1丁目1	0569-38-2155
名古屋地方気象台	観測予報課	名古屋千種区日和町2丁目18	052-764-4082
第四管区海上保安本部	衣浦海上保安署	半田市十一号地2	0569-22-4999
中部地方環境事務所	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2130
近畿中部防衛局	東海防衛支局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 7・8階	052-952-8221
陸上自衛隊第10師団司令部	第3部	名古屋守山区守山3丁目12-1	052-791-2191

2-4

指定公共団体及び指定地方公共団体

種別	名称	担当部署	所在地	TEL
放送事業者	日本放送協会	名古屋放送局	名古屋市中区東桜一丁目13番3号	052-952-7000
	中京テレビ放送(株)	報道局	名古屋市中村区平池町4丁目60-11	052-588-4600
	CBCテレビ放送(株)	—	名古屋市中区新栄1-2-8	052-241-8111
	東海テレビ放送(株)	—	名古屋市中区東桜1-14-27	052-951-7511
	名古屋テレビ放送(株)	報道情報局	名古屋市中区橘2丁目10番1号	052-331-8111
	テレビ愛知(株)	—	名古屋市中区栄4-16-33 日経名古屋支社ビル5階	052-243-5830
	東海ラジオ(株)	—	名古屋市中区東桜1-14-27	052-951-2525
	(株)FM愛知	—	名古屋市中区千代田2-15-18 名古屋通信ビル7階	052-263-5141
	(株)ZIP-FM	—	名古屋市中区丸の内3-20-17 KDX 桜通ビル17・18階	052-972-0778
運送事業者	名古屋鉄道(株)	豊田市駅	豊田市若宮町1丁目35	0565-32-0336
	JR東海バス(株)	本社	名古屋市中川区小本3丁目103番地	052-352-7800
	名鉄バス(株)	蒲郡管理所	蒲郡市拾石町前浜58-13	0533-68-3220
	名鉄観光バス(株)	碧南中央支店	碧南市栄町3丁目59	0566-48-00220
	ヤマト運輸(株)	碧南伏見センター	碧南市伏見町3-1	0570-200-000
	愛知県トラック協会	丸共通運株式会社	碧南市浜田町4丁目34番地	0566-48-3214
	愛知県バス協会	夢観光(株)	碧南市松江町2-39-1	0566-42-8385
電気通信事業者	西日本電信電話(株)	名古屋支店 設備部 災害対策室	名古屋市中区大須4-9-60	052-291-2225
電気事業者	中部電力(株)	刈谷営業所	刈谷市大手町4-6	0566-27-6702
ガス事業者	東邦瓦斯(株)	刈谷営業所	刈谷市半城土西町3-4-3	0566-23-5895
	愛知県LPGガス協会	西三河支部	岡崎市板屋町250-1	0564-23-2908
医療機関	愛知県医師会	碧南市医師会	碧南市天王町1-70	0566-42-7893

2-5

NBC対応可能医療機関

種 別	名 称	所 在 地	T E L
特定感染症指定医療機関	常滑市民病院	常滑市飛香台 3-3-3	0569-35-3170
第一種感染症指定医療機関	名古屋第二赤十字病院	名古屋市昭和区妙見町 2-9	052-832-1121
第二種感染症指定医療機関	知多厚生病院	知多郡美浜町大字河和字西谷 81-6	0569-82-0395
	豊田厚生病院	豊田市浄水町伊保原 500-1	0565-43-5000
	岡崎市立愛知病院	岡崎市欠町字栗宿 18-1	0564-21-6251
	刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町 5-15	0566-21-2450
NBC災害・テロ対策対応機器整備医療機関	藤田医科大学病院	豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98	0562-93-2111
	豊田厚生病院	豊田市浄水町伊保原 500-1	0565-43-5000
	岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合 3-1	0564-21-8111
	安生更生病院	安城市安城町東広畔 28	0566-75-2111
3次被ばく医療機関	放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター	千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号	043-290-4003
2次被ばく医療機関	浜松医科大学医学部付属病院	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111
初期被ばく医療機関	磐田市立総合病院	静岡県磐田市大久保 512-3	0538-38-5000
	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555

3 実施体制

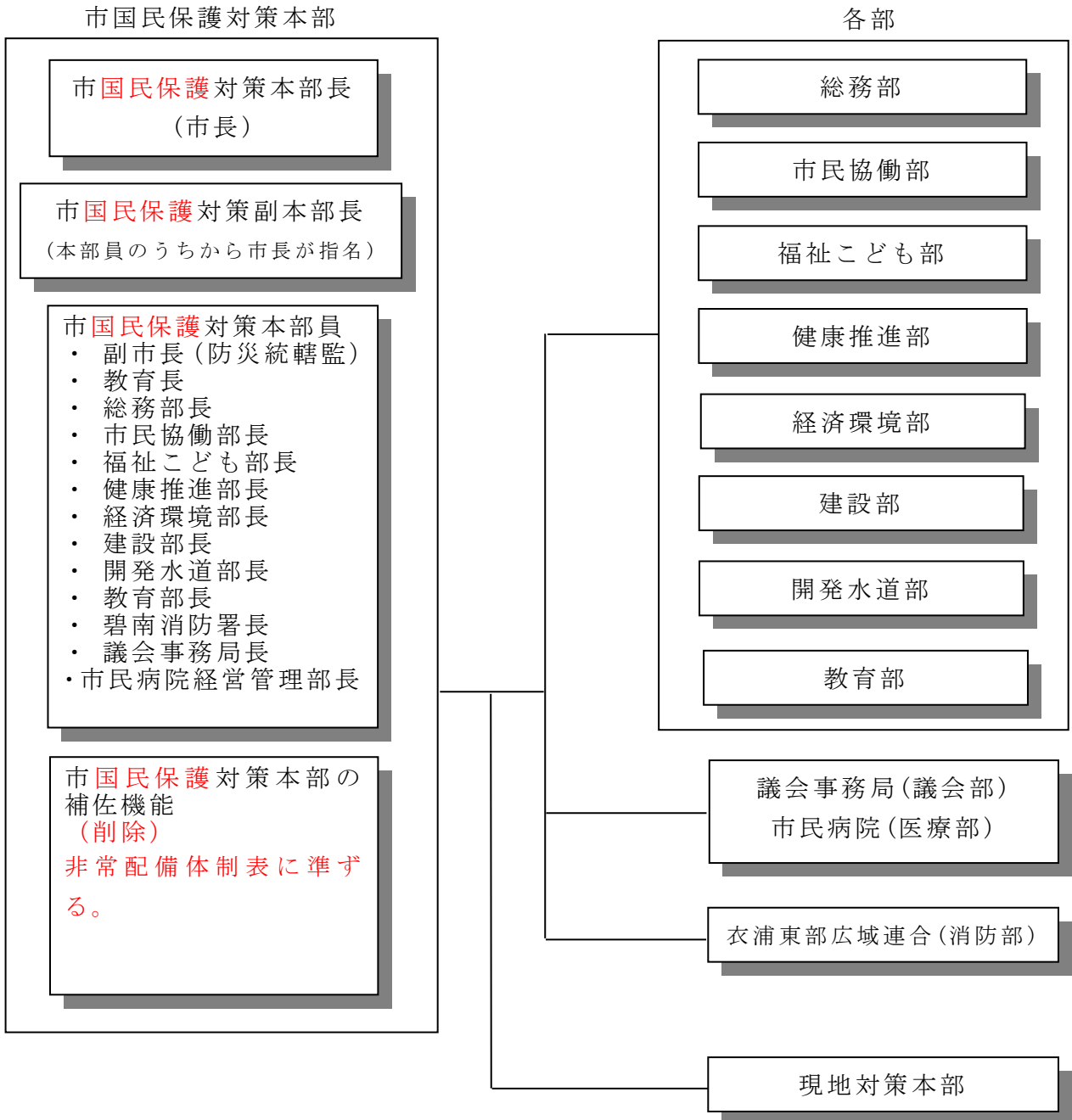
3-1

市の各部局における平素の業務

部局	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に係る動員体制の整備に関する事。 ・ 広報体制の整備に関する事。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。 ・ 関係機関(国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携体制に関する事。
市民協働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護協議会の運営に関する事。 ・ 市国民保護計画の見直し、変更に関する事。 ・ 研修、訓練及び啓発に関する事。 ・ 防災行政無線の整備に関する事。 ・ 避難及び救援に関する体制整備に関する事。 ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。 ・ 生活関連施設の把握に関する事。 ・ 物資、資機材の備蓄に関する事。 ・ 物資運送体制の整備に関する事。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事。 ・ 非常通信体制の整備に関する事。 ・ 情報通信手段の整備、運営に関する事。 ・ 特殊標章等の整備及び管理に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。 ・ 市税の減免措置の体制整備に関する事。 ・ ボランティアとの連絡調整に関する事。
福祉こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害支援制度の整備に関する事。 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。
健康推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の管理、運営に関する事。 ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関する事。 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。

部局	平素の業務
経済環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集客施設等(大型店舗)との連絡体制の整備に関する事。 ・ 農林産業施設等の災害対応体制の整備に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。 ・ 生活関連必需物資の調達体制の整備に関する事。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の輸送施設(道路、橋梁)の把握に関する事。 ・ 港湾施設の保全計画に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。
開発水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設(公園)の保全計画に関する事。 ・ 上下水道施設の機能の確保に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。
市民病院 (医療部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品等の調達体制の整備に関する事。 ・ 医薬品等の備蓄に関する事。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における国民保護措置の啓発に関する事。 ・ 避難施設(公立学校、総合体育館等)の管理に関する事。 ・ 学用品の確保、調達に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会との調整に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。
衣浦東部広域 連合(碧南消防 署)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の整備に関する事。 ・ 情報通信手段の整備に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。

市国民保護対策本部の組織構成



市国民保護対策本部の主な業務

【市国民保護対策本部補佐機能の分掌事務】

部名	班名	係名	分掌事務
本部	本部班	本部係	<ul style="list-style-type: none"> 本部員会議の記録及び決定事項の連絡 防災行政無線の運用統制 自衛隊等の派遣要請 県、警察、消防機関、海保、自衛隊及び地方行政機関との連絡調整 指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整 帰宅困難者への対応 災害救助法に基づく総括 特殊標章の交付及び保管
総務部	情報・調整班	情報分析係	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの情報受理及び連絡調整 各種情報の分析整理 被害状況等のとりまとめ・報告
		調整係	<ul style="list-style-type: none"> 配備職員の把握 応援者の要請、受付及び配置計画 自衛隊等の受入 人夫などの雇用
		秘書係	<ul style="list-style-type: none"> 災害見舞及び視察団用の応接 国民保護対策本部長等の災害地視察
	広報班	広報係	<ul style="list-style-type: none"> 市民への広報 災害情報の公表 警報、避難の指示等の伝達 記録写真の取材 報道機関へ情報提供
	調達班	調達係	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策予算編成及び資金運用 災害時財政計画の編成、政府機関と調整 災害関係の物品の購入及び各種契約 市有車両の非常配車及び配員 避難する市民等及び救助用資材輸送の車両調達及び輸送 応急復旧の輸送全般 災害対応・応急復旧機材等の調達 食料、衣料、寝具その他等生活必需品の確保 義援物資等の受付 庁舎・施設等の被害状況の調査
	会計班	会計係	<ul style="list-style-type: none"> 災害に係る出納 義援金の受付・出納
調査支援部	地域班	地域係	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制等の把握及び依頼 避難所等における安全確保等 生活関連等施設の警戒依頼 連絡委員との連絡調整 自主防災会との連絡調整 ボランティアセンター開設連絡調整 ボランティア団体等の支援 防犯対策 町内会加入者の安否確認の情報収集
	巡視・調査班	巡視係・調査係	<ul style="list-style-type: none"> 市内巡視、被害状況の把握 家屋の被害認定調査 罹災台帳の作成 罹災証明書の発行
	市民班	市民係	<ul style="list-style-type: none"> 罹災者の相談、要望、苦情等の受付対応 市民等の安否確認

	遺体安置班	遺体安置係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣浦斎園との連絡調整 ・ 遺体安置所の設置 ・ 遺体安置所までの遺体の搬送の手配 ・ 遺体安置所用にシート、毛布、棺、ドライアイス等を調達 ・ 警察等の行う遺体の身元確認に対する協力 ・ 遺体の遺族への引き渡し ・ 死亡届出の受理、火葬（埋葬）の許可証の交付 ・ 自己の資力で埋火葬が困難な遺族に現物支給 ・ 身元不明遺体の対応
福祉援助部	福祉班	福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者生活再建支援法に基づく調査連絡 ・ 福祉避難所(障害者施設)との連絡調整(要配慮者支援班と連携) ・ 罹災者の生活再建資金の相談
	こども班	こども係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園の避難措置及び安否確認 ・ 被災地域の児童福祉施設(幼稚園含む)の応急復旧
避難救護部	避難所班	避難所係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設並びに維持管理 ・ 避難住民の誘導及び収容
	要配慮者支援班	要配慮者支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者利用施設の避難誘導支援 ・ 要配慮者利用施設の介護機器等の福祉器具の持出支援 ・ 要配慮者の避難支援 ・ 避難行動要支援者台帳の提供 ・ 要配慮者の安否確認の情報収集 ・ 社会福祉施設、サービス事業所の被災状況把握 ・ 福祉避難所(高齢者施設)との連絡調整(福祉班と連携)
	第1医療班	第1医療係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係団体に対し救護所の派遣要請 ・ 救護所の開設 ・ 罹災者の医療及び助産 ・ 医療関係機関との連絡調整 ・ 死亡の確認 ・ N B C 対応業務 ・ 医薬品、医療器材、防疫資器材の確保配分 ・ 避難した市民等の健康管理
	第2医療班	第2医療係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導、 ・ 患者書類、薬剤、蘇生・救急診療機の持出 ・ 罹災者の医療及び助産 ・ 地域医療の応援 ・ 死亡の確認
経済環境部	供給班	供給係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資集積拠点の設置 ・ 物資集積拠点の管理運営 ・ 救援物資、調達物資の物資集積拠点での受入れ ・ 物資集積拠点での救援物資等の管理及び分配並びに配達 ・ 生活関連物資等の価格安定等 ・ 就労状況の把握及び雇用の確保 ・ 商工業関係の被害調査 ・ 商工業者の生活再建資金の相談
	農水班	農業施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・漁業用施設の保全及び応急復旧 ・ 農業・漁業関係の被害調査 ・ 諸資材の調達 ・ 家畜の保護及び危険動物等の逸走対策
	環境班	環境係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地のごみ、等の処理及び消毒 ・ 医療班に対する防疫活動の協力 ・ 仮設トイレの設置 ・ へい獣の処理 ・ 住宅及び避難所等のペット保護及び危険動物等の逸走対策
住宅土木部	住宅建築班	住宅係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の保全及び応急復旧 ・ 応急仮設住宅の設置 ・ 応急仮設住宅の入所及び管理

		建築施設係	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の保全及び応急復旧 応急建設資材の調達 電気施設の保全 臨時電話の架設 被災建築物の応急危険度判定活動の実施 被災宅地危険度判定活動の実施 被災住宅の応急修理の実施（災害救助法第4条第6号） 住居及びその周辺の障害物の除去 応急公用負担及び損失・損害補償
	土木施設管理班	土木施設係	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の除去 道路、橋梁施設等の保全及び応急復旧 街路等の保全及び応急修理に関すること 災害応急対策事業労務者の確保 諸資材の調達
		港湾河川係	<ul style="list-style-type: none"> 河川、海岸、港湾及び漁港の保全及び応急復旧
		都市整備係	<ul style="list-style-type: none"> 公園、緑地等の保全及び応急復旧 街路樹の保全及び撤去 一時退避場所、火災時退避場所等の確保 応急仮設住宅用地の確保
給排水部	水道班	給水係	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の確保及び供給 配水場の保全及び応急復旧 配水管の保全及び応急復旧 給水施設の保全及び復旧 水道用資器材の調達
	下水道班	排水係	<ul style="list-style-type: none"> 排水路の保全及び応急復旧 排水機場の保全及び応急復旧
		公共下水係	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の保全及び応急復旧 下水道用資材の調達
給食教育部	学校教育班	学校係	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校及び児童クラブの避難措置及び安否確認 学校施設の応急復旧 罹災児童、生徒の学用品の支給並びに授業受け入れ等
		給食施設係	<ul style="list-style-type: none"> 給食センターの応急復旧
	社会教育班	社会教育施設係	<ul style="list-style-type: none"> 各所管施設の応急復旧 文化財の保護
議会部	議会班	議会係	<ul style="list-style-type: none"> 議長及び副議長の災害視察に関すること 議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡調整に関すること
消防部	消防班	消防係	<p>衣浦東部広域連合警防本部事務分掌による。</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害現場情報の把握及び伝達 戒区域の設定 避難誘導及び警報、避難の指示等の伝達及び周知 管内の被害状況調査及び報告 人命の捜索及び救助保護 危険区域の巡視 消防団の指揮

国民の権利利益の救済に係る手続き

項 目	業 務 内 容
損 失 補 償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損 害 補 償 (法 第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

4 情報通信

4-1

収 集 、 報 告 す べ き 情 報

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

5 避難

5 - 1

市内の主要道路・鉄道網図

種別		名称	備考
道路	高速道路	—	
	一般国道	国道247号線	
	県道	—	
鉄道	名古屋鉄道	三河線 (碧南駅、碧南中央駅、新川町駅、北新川駅)	
		衣浦臨海鉄道	貨物輸送



避 難 所 一 覧

No.	施設名	所在地	電話	構造	面積 m ²	収容可 能人員	備考
1	新川小学校体育館	新川町 2-1	41-0998	鉄骨 1F	1,120	560 人	
2	新川公民館	新川町 2-1-1	41-2103	鉄筋コンクリート 2F	135	67	ホール
3	羽久手保育園	鶴見町 6-17	41-1475	〃	130	65	遊戯室
4	碧南工業高等学校体育館	丸山町 3-10	42-2500	鉄骨 1F	1,270	635	
5	中央小学校体育館	向陽町 3-19	42-8700	〃	1,009	504	
6	中央中学校体育館	植出町 5-2	42-3223	〃	1,368	684	
7	保健センター	天王町 1-70	48-3751	鉄筋コンクリート 4F	105	52	ロビー
8	大浜公民館	中町 1-53	42-1182	鉄筋コンクリート 2F	187	93	ホール
9	大浜小学校体育館	浜田町 1-1	41-0990	鉄骨 1F	1,177	588	
10	南部市民プラザ	塩浜町 7-135	42-8211	鉄筋コンクリート 2F	1,158	579	アリーナ
11	南中学校体育館	春日町 1-1	41-0991	鉄骨 1F	1,089	544	
12	棚尾公民館	汐田町 2-28	41-0892	鉄筋コンクリート 4F	223	111	ホール
13	前浜集落センター	前浜町 1-80	42-9616	鉄筋コンクリート 2F	348	174	大研修室
14	川口農業センター	川口町 1-24-2	42-9766	〃	272	136	〃
15	日進小学校体育館	日進町 4-1	41-0995	鉄骨 1F	650	325	
16	日進公民館	日進町 2-92	48-2678	鉄筋コンクリート 2F	169	84	ホール
17	東部市民プラザ	照光町 3-68	46-1188	鉄筋コンクリート 1B2F	1,143	571	アリーナ
18	東中学校体育館	天神町 3-88	41-0994	鉄骨 1F	1,135	567	
19	鷺塚小学校体育館	旭町 2-30	41-0996	鉄骨 1F	925	462	
20	鷺塚公民館	旭町 2-66	48-5412	鉄筋コンクリート 2F	170	85	ホール
21	荒子保育園	笹山町 3-29	42-0138	〃	162	81	遊戯室
22	西端小学校体育館	上町 3-1	48-1542	鉄骨 1F	700	350	
23	西端区事務所	半崎町 3-60	48-1217	鉄筋コンクリート 1F	116	58	ホール
24	農業者コミュニティセンター	神田町 2-6	42-5888	鉄骨 1F	711	355	体育室
25	勤労者体育セ	新川町 2-1-1	41-2103	鉄筋コンクリート 1F	720	360	

	ンター						
26	新川中学校体育館	新川町 1-1	41-0997	鉄骨 1F	1,298	649	
27	新川保育園	金山町 1-27-4	41-1476	鉄筋コンクリート 2F	104	52	
28	碧南市文化会館	源氏神明町 4	42-3511	鉄筋コンクリート 5F	1,250	625	
29	天道保育園	末広町 2-31	41-0077	鉄筋コンクリート 2F	120	60	
30	棚尾小学校体育館	春日町 1-5	41-0993	鉄骨 1F	1,163	581	
31	碧南市臨海体育館	浜町 2-3	48-5311	鉄骨鉄筋コンクリート 1F	1,775	887	
32	棚尾ふれあい館	棚尾本町 5-35	46-4746	鉄骨 2F	149	74	
33	防災の家	鴻島町 6-67	42-8566	鉄骨 1F	82	41	
34	西端下区民館	油湊町 1-1		鉄骨 1F	206	103	
35	西端保育園	札木町 3-1-1	42-2566	鉄筋コンクリート 2F	126	63	
合 計					22,465	11,225	

6 様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

年 月 日 時 分

碧 南 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時

(2) 発生場所

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

様式第1号（安否情報省令第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	日 本 その他（ ）
⑥ 国 籍	
⑦ その他個人を識別するための情報	負 傷 非 該 当
⑧ 負傷（疾病）の該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注１）収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

様式第 2 号（安否情報省令第 1 条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	日 本 その他（ ）
⑥ 国籍	
⑦ その他個人を識別するための情報	負 傷 非 該 当
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（安否情報省令第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日

市町村名： 担当者名

① 氏 名	② フリガナ	③ 出生の 年月日	④ 男 女 の 別	⑤ 住 所	⑥ 国 籍	⑦ その他個人 を識別する ための情報	⑧ 負 傷 (疾病) の該当	⑨ 負傷又は 疾病の状 況	⑩ 現 在 の居所	⑪ 連絡先 その他 必要情報	⑫ 親族・同居 者への回 答の希望	⑬ 知人へ の回答 の希望	⑭ 親族・同居 者・知人以外 の回答又は 好評の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した市民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を備考欄に記入すること。

様式第 4 号（安否情報省令第 3 条関係）

安 否 情 報 照 会 書		年 月 日
碧 南 市 長		
申請者		
住 所		
氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 95 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照 会 を す る 理 由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国籍（日本国籍を有しない者に限る）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※の欄には記入しないこと。

様式第5号（安否情報省令第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">安 否 情 報 回 答 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 10px 100px;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">碧 南 市 長</p> <p style="margin: 10px 0 10px 100px;">年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。</p>			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡又は負傷した 住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国籍（日本国籍を有 しない者に限る）		その他個人を識別す るための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先にその他 安否の確認に必要 と認められる情報			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

7 国民保護計画見直し時の留意する事項

本留意事項は、愛知県国民保護計画第6編第1章「市町村の基準」を参考に、碧南市の実情及び市国民保護計画の用語の定義等を用いて作成したものであり、市国民保護計画の見直し時に留意すること。

(1) 総論

ア 市は、その国民保護計画の作成又は変更に当たっては、本事項に留意し、国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

イ 市は、市域に係る国民保護措置等について、その内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、関係都道府県、消防機関等との連携を密にすること等により、当該国民保護措置等に従事する市職員、避難行動誘導等を行う自主防災組織や町内会、ボランティア等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 平素からの備え

ア 体制の整備等に関する事項

○ 市は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながら、情報のデータベース化等の推進に努めるものとする。

○ 道路管理者である市長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては他の道路管理者と連携し、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにしておくものとする。

○ 市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、市国民保護対策本部及び各部局における事務分担、職員の配置等を市国民保護計画で定めるなどその体制の整備を図るものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等に関し必要な事項も併せて定めるとともに、職員に周知し、徹底を図るものとする。

○ 市は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置等を実施する体制を整備するものとする。体制整備に当たっては、常備消防体制（衣浦東部広域連合）との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備に努めるとともに、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるように担当課を定めるよう努めるものとする。

○ 市は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護対策本部が設置された場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等を平素から図るよう努めるものとする。

○ 市は、要配慮者その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情

報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

- 市は、国民保護措置等に関し、広域にわたる避難やNBC攻撃等の武力攻撃事態等及び緊急処理事態において特有の事項にも対応できるよう、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。
- 市は、国民保護措置等の実施状況、安否情報、被災情報その他の情報等を収集及び整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。

- 市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実が図られるよう支援するとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう努めるものとする。

また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実が図られるよう支援するものとする。

- 市は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるものとする。

また、夜間・休日を含め、通信体制の確保に努めるものとする。

- 市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。
- 市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

- 市の武力攻撃事態等及び緊急処理事態における情報通信手段については、災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用するとともに、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮するものとする。

・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ武力攻撃事態等及び緊急処理事態における運用計画を定めておくとともに、関係機関との間で運用方法についての十分な調整を図ること。

・武力攻撃事態等及び緊急処理事態における通信の確保を図るため、平素から国民保護措置等の実施に必要な通信のための設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を積極的に実施すること。

・情報通信手段の施設については、平素から管理・運用体制を構築しておくこと。

- 市は、国民保護措置等の円滑な実施を図るため、それぞれその研修制度を充実するなど、人材の育成に努めるものとする。
- 市は、国民保護措置等についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練

の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

- 国民保護措置等と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。
- 市は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
- 市は、上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。
- 市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

イ 避難、救援及び災害対処への備えに関する事項

- 市長は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど要配慮者等に対する伝達に配慮するものとする。また、警報を通知すべき市の他の執行機関その他の関係機関をあらかじめ市国民保護計画に定めておくものとする。

- 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ責任者を定め、必要な研修・訓練を行うものとする。
- 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。
- 市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 市は、知事、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行うとともに、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、避難行動要支援者その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。

- 市は、市民等に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、市国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

その際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことが

できるよう、あらかじめ定めておくものとする。

- 市は、避難実施要領の内容を市民等及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。
- 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における市民等の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市域内の市民等の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市域内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。
- 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における避難する市民等の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、県と連携して運送事業者である指定地方公共機関の輸送力及び確保すべき輸送施設（道路、鉄道施設、港湾施設、飛行場施設等）についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。
- 市長は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。
- 市長は、避難行動要支援者その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。
- 市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握する。また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

ウ 備蓄及び啓発に関する事項

- 市は、県と連携し、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、数量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。
- 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。
- 市は、県と連携して国の国民保護に関する啓発に協力するとともに、市国民保護計画の周知を図るものとする。

(3) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

ア 国民保護措置等の実施体制に関する事項

○ 市は、市民等に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置等の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努めるものとする。また、提供する情報の内容について、県と相互に情報交換を行うよう努めるものとする。

○ 市は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

○ 武力攻撃事態等及び緊急処理事態においては、国民保護措置等の実施に必要な通信の手段を確保するため、市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うものとする。

なお、情報通信施設に支障が生じた場合には速やかに応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 関係機関との連携に関する事項

○ 市は、国民保護措置等の実施に関し市民等に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるものとし、自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等及び緊急処理事態の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用を図るものとする。

また、ボランティアの登録・派遣調整等を担い、その活動拠点となるボランティア・センターの円滑な運営、ボランティアの生活環境等に配慮するものとする。

ウ 避難及び救援に関する事項

○ 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民等及び関係のある公私の団体（自治会等の市の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

○ 警報の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市域が含まれる場合は、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らせるものとする。

また、市長は、広報車を使用したり、その職員を指揮し並びに常備消防体制（衣浦東部広域連合）の長に要請して、消防機関及び消防団の人員及び装備を活用し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。

この場合においては、要配慮者等に対する伝達に配慮するものとする。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市域が含まれない場合は、市防災行政無線や広報車の使用をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
- ③ 警報の解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しないものとする。
- 市長は、避難の指示を受け次第、直ちに、市防災行政無線、広報車その他の適切で効果的な手段を活用し、避難の指示の迅速な市民等への伝達に努めるものとする。
- 市民等に対し避難の指示を受けた市長は、直ちに、知事、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

その際、避難行動要支援者その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について十分に配慮するものとする。
- 市は、市防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達するものとする。
- 市は、避難先地域において市民等の受入れが完了するまで避難する市民等の誘導を行うものとする。
- 市その他の関係機関は、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難する市民等の誘導を行うよう努めるものとする。
- 市長は、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者については、それにより危険が生ずる場合には警告等を発することができるが、避難の指示に従うことができる限り説得に努めるものとする。
- 市は、避難する市民等の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の推移、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。
- 市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難する市民等又は緊急物資の運送を求める場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 市は、管理する病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校など、自ら避難することが困難な者が滞在している施設（要配慮者利用施設）においては、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般

に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。

○ 自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者及び市（消防機関を含む。）のみによっては、十分な輸送手段を確保することができない場合は、市長は、知事、県警察、海上保安庁及び自衛隊に協力を要請するものとする。

○ 避難する市民等を誘導する市職員等による警告及び指示は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するためのもので、危険が現実化していない場合でも、危険な事態の発生のおそれが認められる時点で行うことができるものであり、具体的には、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者に対して行うものとする。

○ 市は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を自ら及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努めるものとする。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備するよう努めるものとする。

○ 被災地・避難先地域以外の市町村は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。

エ 安否情報の収集提供に関する事項

○ 市による、安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況、又は緊急対処事態や緊急対処事態における災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置等の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。

○ 市による安否情報の収集は、避難する市民等の誘導の際に、避難する市民等から任意で収集した情報のほか、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

○ 市長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難した市民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等に該当するか否かを回答するものとする。

○ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡した市民等にあつては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を回答するものとする。

この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

オ 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する事項

- 市は、市域内における消火活動及び救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。

また、市は、必要に応じて国や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

カ 被災情報の収集提供に関する事項

- 市長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、知事が消防庁に報告を行う方法に準じて、知事に被災情報を報告するものとする。

キ 国民生活の安定に関する事項

- 水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- 市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。
- 市は、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談等窓口を設置するよう努めるものとする。
- 市は、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう県と連携して適切な措置を講ずるものとする。

また、避難した市民が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設の応急復旧等適切な措置を講ずるものとする。

ク 交通規制に関する事項

- 道路管理者である市長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、県警察と連携し、交通規制状況や通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供するものとする。

(4) 復旧等

ア 応急の復旧に関する事項

- 市は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生後可能な限り速やかに、その所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。
- 市は、国民保護措置等の実施上重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。
- 避難する市民等の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の確保に関する公共的施設の管理者である市長は、当該輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。
- 道路管理者である市長は、その管理する道路について、速やかに被害の状況の把握

に努め、その状況を県に報告するとともに、障害物の除去その他避難する市民等の運送及び緊急物資の運送の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

○ 港湾管理者である市は、その所有する港湾施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した港湾施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

○ 漁港管理者である市は、その管理する漁港施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した漁港施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

イ 復旧に関する事項

○ 本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまでは、市は、武力攻撃災害により、被災した市の管理する施設及び設備について、国の支援を得て被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定めるものとする。

ウ 国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する事項

○ 国民保護法に基づき市が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県に準ずるものとする。

○ 市は、国民の権利利益の救済に係る手続きに関連する文書管理に関する条例等の定めるところにより、適切に保存するものとする。

○ 市は、国民保護措置等の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県に準じて行うものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。